

お知らせ

住宅改修に伴う固定資産税(家屋)の減額制度

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します。

※工事が完了した日から3か月以内に申告して下さい。

※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

【耐震改修】

①1982年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させるよう改修工事(工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

②1戸当たり床面積120㎡相当分を上限として、固定資産税額の2分の1を減額

※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額(2018年1月1日~2020年3月31日の間の改修工事が対象)

③減額期間2018年1月1日~2020年3月31日に工事が完了した場合=改修工事が完了した年の翌年度1年度分(ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は翌年度から2年度分)

※市から補助金が出ている耐震工事を行っていても、「簡易耐震工事」の場合は改修工事に必要な要件・基準を満たさないため、軽減措置の対象外です。

【バリアフリー改修】

④新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事(補助金等を除く工事費用が

50万円を超えるもの)を行ったもの

⑤減額期間2020年3月31日までに工事が完了した場合=改修工事が完了した年の翌年度1年度分

【省エネ改修】

⑥2008年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事(窓の断熱改修工事必須・補助金等を除く工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

⑦1戸当たり床面積120㎡相当分を上限として、固定資産税額の3分の1を減額

※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額(2018年1月1日~2020年3月31日の間の改修工事が対象)

減額期間2020年3月31日までに工事が完了した場合=改修工事が完了した年の翌年度1年度分

※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額は、おのおのの申告により同時に適用されますが、耐震改修を行った住宅に係る減額制度と同時に適用されません。

☎資産税課☎724・2118

玉川学園コミュニティセンター整備事業に関する

説明会を開催します

事業を実施するにあたり、地域の皆さんに事業内容・事業スケジュールを知っていただくため、説明会を開催します。

☎7月22日(日)午前10時~正午

☎場玉川学園さくらんぼホール

☎市民総務課☎724・4346

建築物の既設の塀(ブロック塀や組積造の塀)の安全点検のお知らせ

☎建築開発審査課☎724・4413

6月18日、大阪北部を震源とする地震によりブロック塀等が倒壊し、人命被害が発生する事故が起きました。倒れた塀が道路をふさぎ、避難や救助・消防活動を妨げることも考えられ、将来的に地震による大きな被害が懸念されます。

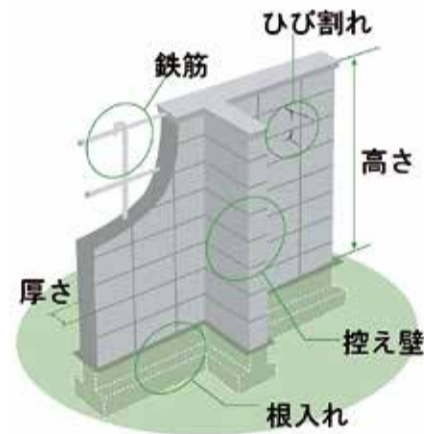
このような被害を防止するため、既存のブロック塀等について、安全点検の実施をお願いします。

ブロック塀の安全点検のチェックポイント

ブロック塀に関して、以下の項目について点検し、安全性を確認して下さい。なお、ご自身で点検を行う場合は、周囲の安全を十分に確認した上で実施して下さい。

- ・塀の高さは地盤から2.2m以下か
- ・塀の厚さは15cm以上か(塀の高さが2m以下の場合は10cm以上)
- ・塀の長さ3.4mごとに控え壁があるか(塀の高さが1.2mを超える場

- 合)
- ・コンクリートの基礎があるか
- ・塀に傾きやひび割れはないか
- ・塀に鉄筋は入っているか
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上あるか(塀の高さが1.2mを超える場合)



※組積造(れんが造・石造・鉄筋のないブロック造)の塀の場合は、高さが1.2m以下等、基準が異なります。

組積造を含むブロック塀等の安全点検のチェックポイントは、町田市ホームページをご覧ください。

☎市HP [ブロック塀](#) [検索](#)

ブロック塀に関する相談窓口

塀の建築基準や点検項目に関するお問い合わせは建築開発審査課へ。また、安全点検の実施や具体的な点検方法、ブロック塀等の補修、造り替え等のご相談は、建築士や専門の工事業者(参考:建築士事務所協会町田支部)等へお問い合わせ下さい。ブロック塀等の所有者・管理者として適切な維持管理に努めていただき、倒壊による新たな被害が生じないようにご協力をお願いします。

学校施設・市有施設・市有公園施設のブロック塀・万年塀等の緊急点検結果

大阪北部地震を受け、市ではブロック塀等の緊急点検を実施しました。

①市立小・中学校

62校のうち、建築基準法施行令に適合しないブロック塀は25校56か所あり、破損や風化の著しいブロック塀・万年塀は3校4か所でした。

②市立小・中学校を除く市有施設

297施設のうち、現行の建築基準法施行令に適合しないブロック塀等は8施設11か所でした。

③市有緑地・公園

802施設のうち、現行の建築基準法施行令に適合しないブロック塀は2施設3か所でした。

◇
建築基準法施行令に適合しないブロック塀等は、今後、立入禁止の囲いを設置するなどの安全対策や、撤去・改修等の対策を実施します。詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

☎①施設課☎724・2174②営繕課☎724・1293③公園緑地課☎724・4399

情報公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度のしくみと運用

☎市政情報課(市政情報やまびこ)☎724・8407

市が持っている情報は、市民の皆さんの財産です。市のことをよく知るためにも、市政情報課(市政情報やまびこ)をご活用下さい。

市が行う業務は「情報公開制度」や「会議公開制度」を利用して知ることができます。

●「情報公開制度」とは

市が持っている情報や行政運営についての情報を公開する制度です(運用状況は表1を参照)。

※市の公文書の閲覧を希望する場合、各担当部署の窓口で情報提供で

きる場合がありますので、各課へお問い合わせ下さい。

●「個人情報保護制度」とは

市が集め、持っている個人情報を取り扱うルールを定めています。ご自分の情報を閲覧し、訂正や消去、利用等の中止を請求できることも、この制度で定めています(運用状況は表2を参照)。

●「会議公開制度」とは

市が開催する審議会等を公開する制度です。会議の開催は、本紙や町田

市ホームページ等でお知らせしています(開催状況は表3を参照)。

●「情報公開請求・個人情報開示等請求」をするには

市政情報課へおいで下さい。職員が分かりやすくご説明します(請求の方法は表4を参照)。

※市政情報課で請求を受けた後、担当課で文書の検索、公開・開示等の決定をするので手続きには数日かかります。※決定内容に納得できない場合は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

その他公表を前提として作成されたもの、市政の推進や市民の理解を得るために提供することが望ましいものは、本紙や町田市ホームページ等で情報提供を行っています。

また、市政情報やまびこでは、有償刊行物の閲覧や購入をすることができますので、ご利用下さい。

(表3)2017年度審議会等の会議の開催状況

開催した会議の回数合計	875	※傍聴人数は314人です。
内 訳	公開	216
	一部公開	6
	非公開	653

(表1)2017年度情報公開制度の運用状況

公開請求件数	62	※1件の請求で複数の決定があるため、決定内容の合計と請求件数は一致しません。
決定内容別件数	公開	32
	部分公開	32
	非公開	5
	不存在	15
	存否応答拒否	0
合計	84	
請求拒否	1	

(表2)2017年度個人情報保護制度の運用状況

開示等請求件数	53	※「開示等」とは「開示」「訂正」「消去等」及び「利用等の中止」をいいます。2017年度は、開示請求51件、訂正請求2件でした。1件の請求で複数の決定があるため、決定内容の合計と請求件数は一致しません。
決定内容別件数	開示等	26
	部分開示等	23
	非開示等	1
	不存在	17
	存否応答拒否	0
	合計	67

(表4)情報公開請求・個人情報開示等請求の方法

	情報公開	個人情報開示等	※情報公開制度で対象文書のコピーについて郵送を希望する方は、送料は請求者負担となります。
請求できる人	どなたでも	本人のみ(原則)	
請求方法	窓口、郵送、電子請求、FAX	窓口のみ	
費用	無料	無料	
対象文書のコピー	可(実費負担)	可(実費負担)	